

作業別安全就業基準（作業名 植木）

作業区分	安全就業基準	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就業途上の交通安全に注意すること。 2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、袖口のしまったものを。 (2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 安全帽（ヘルメット）は、着用すること。 (4) 手袋（軍手等）を着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 蜂の巣や害虫等に注意すること。 (2) 大きな蜂の巣は依頼者に連絡して除去してもらうこと。 6. 高所での作業は慎重に行うこと。(樹高は概ね3mまでとする。) 7. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 8. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9. 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 10. 道具類の取り扱いには、注意すること。 11. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 12. 道路沿いでの作業は、カラーコーン等を使用すること。 13. 雨天時の作業は、なるべく避けること。 	安全帽
三脚使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三脚は使用前に十分点検し、特に三脚の棧の腐食、固定状態、開き止めの装置等を点検すること。 2. 三脚の設置は、三脚の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。 また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。 3. 三脚は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛けること。三脚の開き止めロープは「ゆれ防止」に重要な役割を持つものであり、忘れずに必ず掛けること。地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 4. 三脚上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業をしないこと。 5. 三脚を昇降する際は、道具類の扱いに十分注意し、また飛び降りないこと。 6. 作業中の三脚周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。 7. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 8. 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。 	

作業区分	安全就業基準	安全保護具
脚立使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 脚立は、幅 30cm以上の丈夫なものを使用すること。 2. 脚立は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、脚立の上方をしばるか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 3. 脚立は、地面との角度が 75 度になるようにかけることを原則とし、脚立の上部は 60cm ぐらい上方に出るようにすること。 4. 脚立を昇降する際は、道具類の扱いに十分注意し、また、飛び降りないこと。 5. 脚立上では、無理な姿勢で作業をしないこと。また、体重の重心が脚立の外に出ないように注意すること。 6. 脚立の天板に乗っての作業はしないこと。 7. 無理な作業姿勢にならないように、こまめに脚立を移動すること。 8. 樹木に脚立を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。 9. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 10. 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。 	
足場使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三脚を利用して足場板をかけわたすときは、三脚の設置間隔を 1.8m 以下とすること。 また、足場板の設置高さは 2 m 以下とすること。 2. 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくなるようにすること。 3. 足場板は、作業床の幅が 40cm 以上になるように 2 枚以上かけわたすこと。 4. 足場板上では、無理な姿勢で作業しないこと。 	
樹上での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上より 2 m 以上の樹上での作業をする場合は、安全帯及び安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 2. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。 3. 枝につかまったり体重を掛けたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。 4. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 5. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 6. 直径 10cm 以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け、下から上へ幹から 10cm くらいの所を枝直径の 3 分の 1 程ノコギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向かって 5 cm の所を切り落とす。その後残部を平に切り落とすこと。なお、この場合電線等に注意すること。 	安全帯 安全帽

作業区分	安全就業基準	安全保護具
刈込み作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共同で、刈込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。 また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。 2. 使用休止中の刈込み鋏は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。 邪魔にならない所であつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。 	
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 2. 運搬経路の障害物は、取り除き、足場の良否を確認すること。 	